

# 令和3年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和3年五所川原市教育委員会第12回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第41号	令和3年11月22日	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	令和3年11月22日	原案可決
議案第42号	令和3年11月22日	臨時代理の承認を求めることについて（教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）	令和3年11月22日	原案可決
議案第43号	令和3年11月22日	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について	令和3年11月22日	原案可決
議案第44号	令和3年11月22日	公の施設の指定管理者の指定について（追加議案）	令和3年11月22日	原案可決
議案第45号	令和3年11月22日	令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育費予算）について（追加議案）	令和3年11月22日	原案可決

令和3年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

日時：令和3年11月22日（月） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 2階 会議室2BC

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 前回会議録の承認（令和3年第11回定例会）
  - 第 4 教育長の報告
  - 第 5 議案第41号 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
  - 第 6 議案第42号 臨時代理の承認を求めることについて（教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）
  - 第 7 議案第43号 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について
  - 第 8 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（追加議案）
  - 第 9 議案第45号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育費予算）について（追加議案）
- 閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	原	真	紀	
1番	丁子谷		悟	委員
2番	木村	吉	幸	委員
3番	奈良	陽	子	委員
4番	楠美	恭	寛	委員

◎説明のため出席した職員（7名）

教育総務課	教育部長	夏	坂	泰	寛
社会教育課	課長	永	山	大	介
学校教育課	課長	大	沢	丈	徳
学校給食センター	課長	三	和	明	久
図書館	所長	葛	西		一
学校教育課	館長	佐	藤		悟
	課長補佐	村	元	宏	禎

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	工	藤	大
-------	------	---	---	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和3年五所川原市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。3番 奈良委員、4番 楠美委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和3年第11回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長報告をいたします。3点ございます。

1点目は、住民懇談会についてです。10月26日（火）は、市浦コミュニティセンターで、27日（水）は金木公民館で、28日（木）は、中央公民館で、それぞれ18時から開催された住民懇談会に出席しました。今回は、「自主防災組織について」

をテーマとして開催したこともあり、教育委員会関係の御意見や要望は特にありませんでした。ただ、金木地区の懇談会では、芦野公園の児童動物園の今後について意見が出されました。その際、公園の担当部局ではありませんが、情操教育の視点から動物公園の意義についてお話しさせていただきました。1日目は地域の代表として丁子谷委員も出席されておりました。大変ありがとうございました。

2点目は、五所川原市朝野球閉会式についてです。11月5日（金）の18時30分からホテルサンルートで開催され、表彰式も行われたわけですが、コロナ禍ということもあり、例年行われている懇親会はなく、約30分程度で終了となりました。各種スポーツや文化活動、またそれにかかわる会合等が普通に開催できる日が1日も早く来ることを願い会場を後にしました。

3点目は、市町村教育委員会教育長会議についてです。11月10日（水）に青森県総合学校教育センターで開催されました。和嶋教育長の挨拶に続き、文部科学省財務課校務改善専門官の栗山氏から「学校における働き方改革の推進について」というテーマで講演がありました。文部科学省が実施した調査結果の報告や分析、各地の取り組みなどが紹介されました。講演終了後には、県教育庁各課からいくつかの事業説明等がありました。教職員課からは教職員の服務規律の確保について話されましたが、下北地区で発生した薬物事案など重大事態が続いているとすることで、本市においてもあらゆる機会を通じて服務規律の徹底を図っていきたいと考えております。

教育長報告は以上です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

次に日程第5、議案第41号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び日程第6、議案第42号「臨時代理の承認を求めることについて（教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）」は関連がありますので一括議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

##### ○教育総務課長

議案第41号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第42号「臨時代理の承認を求めることについて（教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について）」を一括して議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

今まで、指定管理者を副市長と市の部長級の職員で決めていたものを、今度からは、市民も一緒になって決めるということですか。

○教育総務課長

社会教育施設や福祉施設といった各施設の特徴によって、それぞれ専門家といった方々がおりますので、そういった学識経験者を委員にするということになります。ただし、全員が学識経験者ではなく、5名のうち半数以上は学識経験者といった方、残りはいままでどおり市の職員ということになります。

○奈良委員

学識経験者の選定は市で行うのですか。

○教育総務課長

学識経験者の選定については、まだ新しい制度が始まっていませんが、教育委員会であれば社会教育施設が該当しますので、社会教育に精通した方、社会教育委員といった方の意見を参考にし、事務局から教育委員会へ候補者を提案し、教育委員会ですら承していただくといった流れになるかと思えます。

○丁子谷委員

指定管理者を公募することになった場合、どういった流れになるのでしょうか。

○教育総務課長

指定管理者の候補者を決めるにあたっては、いくつかの観点があり、例えば指定管理料の提示金額やいかに施設をうまく活用できるかなど、それぞれに点数が割り振られ、委員の方には点数をつけていただき、候補者を絞っていただくことになります。

○教育長

候補者の選定には、これまでも得点化しておりますが、市役所内部からだけでなく、より専門的な方を構成メンバーに入れる

ことにより、透明性や公平性を確保することができ、より良い仕組みにすることで適切な方に管理していただくといった方向でこれから進めていくこととなります。

○丁子谷委員

公募範囲は市内の個人、会社又は団体に限るのか市外も含めるのか。

○教育総務課長

まだそこまでは決まっておりませんが、公募するにあたっては、条件付きで市内に本社があるものに限る、といったことも考えながら進めていくことになるかと思えます。

○丁子谷委員

いろいろあるとは思いますが、透明性の確保をお願いします。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかにはないので質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に日程第7、議案第43号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○社会教育課長

議案第43号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に日程第8、議案第44号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○社会教育課長

議案第44号「公の施設の指定管理者の指定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

最初の議案の説明で、選定委員会で指定管理者を選定するということでしたが、今の説明にあった楠美家住宅については、すでに決まっているようですが選定委員会で決まったのですか。

○社会教育課長

今までは、公募も任意指名も選定委員会で決めておりましたが、今回の規則改正では、公募施設のみ選定委員会を設けることとなりました。

○丁子谷委員

楠美家住宅は指定管理料だけで運営しているのですか。冬期間は閉鎖しているのですか。

○社会教育課長

令和元年度までは、入館料等全て無料で指定管理料のみで運営してきましたが、令和2年度から条例改正し、無料で開放していた座敷部分に市と指定管理者と協議して使用料を設定し、展示等で利用する場合は使用料を徴収しております。令和2年度は60,000円程度の収入があり、この収入を修繕費に充てております。

なお、通常の入館料は引き続き無料となっており、12月から3月までの冬期間は閉鎖しております。

○木村委員

借りることができる方は市民限定ではないのですね。

○社会教育課長

市民に限定しておらず、県内各地から申込みがあります。遠くは十和田市、七戸町から、周辺では、青森市、弘前市等の団体から申込みがあります。

○丁子谷委員

楠美家住宅の隣の窯は今も使っていますか。

○社会教育課長

指定管理者である七和地域住民協議会で年に一度実施している自主事業で、地域の施設に入所しているお年寄り等の作品を8月後半に窯入れし、9月の前半に窯出ししております。夜間は住民協議会で対応していますが、当課の職員も日中の火入れ等に2日程度携わっております。また、青森市の作家による本格的な作品も一緒に利用したりしております。

○教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に日程第9、議案第45号「令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育費予算）について」を議題といたします。

本件について、担当より順番に説明願います。

○教育総務課長

○社会教育課長

○学校給食センター所長

議案第45号「令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育費予算）について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

債務負担行為の補正で楠美家住宅指定管理料が3年度分計上されているが、年度毎での支払いになるのですか。

○社会教育課長

令和4年度から6年度まで全て同額で、年度あたりの支払額は519万6,000円が上限の金額になります。

○木村委員

保健体育総務費の人件費が2, 300万円ほどマイナスになっていますが、どんな理由でしょうか。

○教育部長

こちらの予算は人事課の所管になりますが、予算計上した時点ではスポーツ振興課がまだあり、その職員の分が計上されておりましたが、6人在籍していたスポーツ振興課は機構改革により社会教育課に統合され、4月1日時点ではスポーツ担当の職員は3名に減となったため人件費が減額になったと思われま

○楠美委員

教育振興費の費用弁償とは何でしょうか。

○教育総務課長

会計年度任用職員であるGIGAスクールサポーターの市役所本庁舎から各学校への旅費となります。

○教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

その他として、教育総務課長と学校教育課長より報告があるということですので、教育総務課長より報告をお願いします。

○教育総務課長

「令和3年度五所川原市学校林運営委員会第4回会議の概要について」、資料を基に報告した。

○教育長

ただいま、「令和3年度五所川原市学校林運営委員会第4回会議の概要について」、説明がありましたが、委員の皆様から御意見等あればをお願いします。

○木村委員

木材価格が安いため分収林の伐採時期を延長したということでしたが、ニュース等では木材が高騰していると報道されていますが、どういうことでしょうか。

○教育総務課長

伐採時期の変更申請は、木材価格が高騰する前に手続しておりました。また、延長することによってさらに樹木の生長が見込まれることも理由のひとつになります。

○丁子谷委員

分収木売却時の分収金はどこの収入になったのですか。

○教育総務課長

市の収入になっております。昨年度末に入金にされましたので、補正はせずに調定を行い、令和2年度の収入として処理しております。

○教育長

ほかにございませんか。

なければ次の報告に移りたいと思います。学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」、資料を基に報告した。

○教育長

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」、説明がありました。これについて、委員の皆様からもっと聞きたい点や御意見などあればお願いします。

○奈良委員

暴力行為等は少なくなってきて大変良い傾向だと思いますが、不登校の数が増えている点が気になっています。それに伴って令和4年度から新しい取組として、子供の声アンケートを年に1回実施するということですが、学校教育課で実施するのですか。

○学校教育課長

全学校にC h r o m e b o o kが配布されておりますので、その機能を利用して質問紙を作ることでC h r o m e b o o kから直接回答でき、回答結果を学校教育課で集計できるようになります。

○奈良委員

校内対策委員会というのも新たに各学校で取組むものですか。

○学校教育課長

校内対策委員会というのは元々学校の中にありますが、支援の方向として、支援シート、いわゆるその子のカルテのようなものに基づいて組織的に支援していく、ということを学校へ指導していきたいと考えております。

○奈良委員

学校ではすでにたくさんの業務を抱えているので、働き方改革という点からも、現場の先生の負担にならないような方法で実施して欲しいと思います。

○楠美委員

推進事業の表の中に、適切な支援、スクールカウンセラーの学校外における教育相談の実施とありますが、学校外とは相談者の自宅や、場所を借りて行うなどあると思いますが、現在すでに実施しているのですか。

○学校教育課長

スクールカウンセラーは学校に配置されていますが、不登校になってしまえば学校に来れないことから、スクールカウンセラーに相談することは難しいという実態を踏まえ、市浦地区ではコミセンを借り、スクールカウンセラーと相談者の子供がコミセンに来て教育相談を実施した事例が1件あります。

それを参考に、学校外で面談したいという子供がいれば、例えば、金木地区では金木公民館を借りるなど、子供が来やすい場所でスクールカウンセラーと面談できるといったことを実施したいと考えております。

○木村委員

先日、学校訪問の最後に教育支援センターを訪問しましたが、学校とセンターでの出席の扱いで、不登校としてのカウントはどのようになっていますか。あと、玄関登校や保健室登校の子供もいると思いますが、それは出席扱いになりますか。

○学校教育課長

学校に30日以上出席できていない子供のうち、病気や経済的な理由を除いた子供達の不登校にあたります。ただし、センターに来て勉強した子供は、その日は学校に出席はしていないものの勉強した成果を認め、最終的に指導要録には出席扱いとして記録しております。

玄関登校や保健室登校は、時間どおりであれば早退、遅れてくれば遅刻・早退、と出席扱いになり、統計上は不登校にはカウントされません。

○教育長

このことについては以上でよろしいでしょうか。

報告事項は終了しましたので、その他で何かありませんでしょうか。

○丁子谷委員

廃校になった学校の管理状況を知りたい。

○教育総務課長

現存する資料を基に資料を作成しましたのでお配りしております。資料のとおり、現存する廃校は全て市の倉庫として、主に教育委員会の倉庫として利用しております。それ以外の建物が古いものは取壊し、民間に売却したものもございます。

○丁子谷委員

民間に売却した廃校は、市の管財課が売却したということですか。

○教育総務課長

教育財産としては売却できないため、管財課へ所管換し、普通財産としたうえで売却しております。

○丁子谷委員

資料のなかに旧十三小学校がない。

○社会教育課長

旧十三小学校は、市町村合併前に十三湊発掘調査室へ所管換し、現在は社会教育課所管となっております。

○丁子谷委員

何か起きた場合を想定して、廃校となった学校についてももしっかり状況を確認しておいてください。

次に、市の史跡、名木、古木について、私と木村委員は一度視察したことがあるのでどこに何があるか大体はわかりますが、来年度にでも学校訪問だけでなく、史跡等の現状がどうなっているのか視察を計画していただきたい。

○社会教育課長

平成21年度の8月と9月の2回に分けてほぼ全ての文化財の視察を行ってまいりました。次年度、文化財の回り方など工夫して計画します。

○丁子谷委員

ある中学校の心得で女子のスカートの長さは膝下5cmと指定している学校があるが、今の時代にそぐわないのではないかと。

それと、国からクーポン等の給付があると聞いていますが、入学時にかかる費用として制服代等ありますが、現在の中学校の制服等の値段はいくらくらいでしょうか。

○学校教育課長

市内中学校の心得で、中には確かに5cm程度や9cmから7cmといった記載がありますが、こちらの長さを基に検査することはありません。長さの記載については、曖昧な書き方をすると保護者からの問合せが多くなるため、目安として長さ

を提示しているものです。

入学時にかかる費用について、各中学校6校から入学説明会で配られる資料から計算しましたが、制服は、女子が60,000円から72,000円、男子が45,000円から54,000円程度となります。トレパンは、上下短パン合わせて、13,000円から15,000円程度。かばんは、6,000円から8,000円程度。ズックは、指定しているところでは、7,000円から8,000円程度となります。入学する生徒を抱える家庭としては全部合わせると、女子生徒では95,000円程度、男子生徒では、80,000円程度が必要となります。

#### ○教育長

心得でも校則でも、教育委員会から学校へ指示することは避けないといけませんが、守りたくなるようなものにするため、生徒達も保護者も先生達でも知恵を出し合い決まりを作るような活動について学校に働きかけることはできるかと思っておりますので、学校教育課長、ひとつ検討してみてください。

ほかにありませんか。

#### ○丁子谷委員

食品ロスの関係で、給食の廃棄量等についてお聞きしたい。給食が無償化になったことで食品ロスが増えたようなことはありますか。教育委員で情報を共有する必要があると思質問します。

#### ○学校給食センター所長

給食の廃棄量についてですが、日々、主食・主菜・副菜・汁物の残渣の量を調べております。

参考までに令和2年度の数値ですが、調理量は主食・主菜・副菜・汁物、全て合わせて274,867kgありました。その内残渣量、いわゆる食べ残しは、45,743kgございました。約17%が食品ロスとなっておりますが、無償化になったから食べ物を大事にしない、食品ロスが増えている、ということはないと思われま。

前年度、約17%の残渣がでましたが、食育上必要なこともあり子供達が好きなものだけを提供することはできないため、食品ロスを減らすことは簡単ではありませんが、栄養教諭と相談しながら進めてまいります。また、委員の方からも何か御意見等あれば一緒に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### ○丁子谷委員

残渣の処理は産廃になりますか。

○学校給食センター所長

基本、燃えるゴミとなりますので、調理業務の委託業者をお願いして一般廃棄物として処理しております。

○奈良委員

給食の調理業務が委託になって半年が経過しましたが、問題なく業務ができていますか。

○学校給食センター所長

まず、民間委託になってからの調理体制についてですが、昨年度までの直営での調理員は40名体制でしたが、現在は39名体制です。昨年度の状況では、1日35人程度いれば、午前中の調理、午後の洗い場での業務は問題ありませんでした。

今年度は、初めの方は午前中に35人程度おりましたが、最近では30人以下の日もありましたので、調理員の負担は大きいと思われます。そのため、委託業者での調理員の求人が常に募集されているようです。

○楠美委員

残渣量は学校毎やクラス毎に調べているものですか。

○学校給食センター所長

残渣については、各学校から一斉に返ってくるため、学校毎に調査するには、コストや時間がかかるため実施しておりません。

○教育長

そのほかございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかにないようですので、本日の日程は全て終了しました。

これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月22日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 3番 奈 良 陽 子

五所川原市教育委員会委員 4番 楠 美 恭 寛

会議の書記 教育総務課長 永 山 大 介